

「荒川区障がい児（者）タイムケア業務委託（西日暮里六丁目障がい者支援施設）」

事業者選定に係る提案評価方式募集要項

1 目的

この要領は、荒川区障がい児（者）タイムケア業務委託（西日暮里六丁目障がい者支援施設）の受託者を、価格のみによらず提案内容や実績等の様々な観点から選定を行う提案評価方式（以下、「プロポーザル」という。）により決定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業実施の背景

本事業は、現在、区が事業者へ委託し西日暮里六丁目障がい者支援施設において実施している日中一時支援事業について、令和8年度末をもって現行の委託契約を終了することに伴い次期運営事業者を定めて実施するものである。

次期契約の締結にあたっては、事業の更なる充実を図るため、重度障がい児（者）や強度行動障害を抱える児（者）の具体的な受け入れ目標の提示とそれを支える常勤施設長及び直接支援職員の配置、有資格者を安定的に確保する専門性の高い運営体制の構築、さらには災害や感染症等の緊急時における業務継続計画（BCP）の策定など、別に示す仕様書に規定する新たな運営基準に即した確実な履行体制の提示を求めるものである。

以上の理由から、価格のみにとらわれず、提案内容や業務実績等の様々な観点から総合的に評価し、最も適した事業者を選定する必要があるため、提案評価方式により事業者の選定を行うものである。

3 委託概要

（1）件名

荒川区障がい児（者）タイムケア業務委託（西日暮里六丁目障がい者支援施設）

（2）業務内容

身体障がい児（者）及び知的障がい児（者）の日中における活動の場を確保し、創作的活動等を行う場の提供や短期的な施設利用を提供する業務。

※詳細は別に示す仕様書に記載。

（3）履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日（長期継続契約）

※なお、令和9年1月1日～令和9年3月31日までを引継ぎ期間と考えており、この期間に關しては、別添の仕様書に則り、別契約（運営準備委託契約）において、引継ぎを実施する。運営準備委託契約の予算額は、1,778,000円（消費税及び地方消費税は非課税）とする。

（4）令和8年度予算額（消費税及び地方消費税は非課税）

21,344,024円

※令和8年度荒川区議会2月会議において令和9年度予算が可決されたときに成立するものであり、金額が変更する場合がある。

4 プロポーザル参加資格

以下の要件を全て満たしていることを条件とする。ただし、契約締結までに以下の要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 既存の利用者の受け入れを継続し、支障なく円滑に引き継ぎ・受け入れを行う体制が整っている事業者であり、かつ、本契約の履行に先立ち、3の(3)に定める運営準備委託契約(引継ぎ期間：令和9年1月1日～令和9年3月31日)を確実に履行できる事業者であること。
- (2) 障害福祉サービス事業、日中一時支援事業や放課後等デイサービス事業、またはこれに類する事業にかかる実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定(契約締結能力を有しない者等に該当しないこと)。
- (4) 荒川区契約事務規則第7条の2に規定する資格審査サービスに登録されていること。なお、荒川区契約事務磯久第7条の2に規定する資格審査サービスに登録されていない場合は「10 企画提案書等の作成・提出方法」の(2)に掲げる書類を提出すること。
- (5) 荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (6) 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)や民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により、更生又は再生手続きを行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態に陥っていないこと。
- (7) 本プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。
※関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載のある定義による。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。
- (9) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

5 選定スケジュール(予定)

	事 項	年 月 日
1	公募開始、区ホームページにて募集要項公表	令和8年9月1日
2	施設見学会 ※事前申し込みが必要です。	令和8年9月14日14時から
3	質問受付締切	令和8年9月15日17時
4	質問回答期限	令和8年9月30日17時
5	参加申込書受付締切	令和8年10月1日17時
6	提案書提出締切	令和8年10月9日17時
7	書類審査結果通知	令和8年11月上旬～中旬
8	評価委員会の開催 プレゼンテーション審査	令和8年11月19日
9	優先交渉権者決定	令和8年12月上旬
10	最終審査結果通知	令和8年12月下旬
11	運営準備委託契約締結	令和9年1月1日

6 募集方法

- (1) 周知
区ホームページにて募集要項を掲載し、広く提案書を公募する。
- (2) 掲載期間(予定)
令和8年9月1日(火)から令和8年10月9日(金)まで
- (3) 参加申し込みに係る提案書等書式
区ホームページに掲載する。

7 申込方法

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の書類を各1部、提出すること。

①参加申込書（様式第1号）

②事業者概要（様式第2号）

※パンフレット等がある場合、併せて1部提出すること。

③法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの。原本1部）

※荒川区契約事務規則第7条の2に規定する資格審査サービスに登録がない事業者のみ

(2) 提出方法・提出先

【提出先】

14 問い合わせ・書類等提出先に記載。

【提出方法】

窓口へ持参若しくは郵送

(3) 申込期限

令和8年10月1日（木）17時（必着）

(4) 申込の取り下げ

参加申込後に辞退する場合は、「辞退届（様式第3号様式）」を提出すること。

メール件名は「プロポーザル辞退届【事業者名】」とすること。

受付メールアドレスは「14 問い合わせ・書類等提出先」に記載。

8 事業者による施設見学会の実施

本プロポーザルへの参加を検討している事業者を対象に、以下のとおり合同での施設見学会を実施する。参加を希望する事業者は、事前に申し込みを行うこと。

(1) 日時

令和8年9月14日（月）14時から16時まで

※参加事業者数に応じて、複数のグループ等に分かれて合同で回る場合がある。

集合時間等の詳細は、事前申込後に電子メールにて通知する。

(2) 場所

荒川区西日暮里六丁目25番3号 西日暮里六丁目障がい者支援施設

(3) 参加人数

1事業者につき2名まで

(4) 申込方法（事前申込制）

電子メールにより行う。件名は「プロポーザル施設見学会申込【事業者名】」とし、本文に、①事業者名、②参加者氏名（2名まで）、③当日の緊急連絡先（携帯電話番号）を明記の上、令和8年9月10日（木）17時までに申し込むこと。

(5) 受付メールアドレス

「14 問い合わせ・書類等提出先」に記載。

(6) 留意事項

①現地における個別具体的な質問や、本プロポーザルの審査内容に係る質問は、口頭では一切回答しない。施設見学を踏まえて質問がある場合は、翌日9月15日（火）17時までに、必ず「9 質問および回答」の手続きに従い、質問書（様式第4号）を提出すること。

②見学会への参加・不参加は、本プロポーザルの審査（採点）結果に一切影響しない。

9 質問および回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次により行う。

(1) 受付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月15日（火）17時まで

(2) 質問方法

電子メールにより行う。件名は「プロポーザル質問【事業者名】」とし、質問書（様式第4号）に必要事項と質問内容を記入の上、添付すること。

(3) 受付メールアドレス

「14 問い合わせ・書類等提出先」に記載。

(4) 回答

参加申込書を提出した全事業者に対し、質問者名を伏せて原則令和8年9月30日（水）17時までに電子メールにて回答を送付する。

また、質問期間中における上記以外の方法による問い合わせについては、一切受け付けないこととする。

10 企画提案書等の作成・提出方法

(1) 別に示す仕様書を踏まえて次の書類を作成し、紙媒体及び電子データで提出すること。

	書類名	様式番号	提出部数	様式指定等
1	表紙	様式第5号	【紙媒体】 原本1部 副本6部 【電子データ】 原本1部 副本1部	A4判縦 1頁
2	企画提案書	様式第6号～第14号		A4判縦 各様式2頁以内
3	事業実績一覧	様式第15号		
4	経費見積書	様式第16号		
5	法人の経営方針が分かる資料	—	写し1部	指定なし
6	障害福祉サービス事業、日中一時支援事業や放課後等デイサービス事業、またはこれに類する事業にかかる実績を有することを確認できる書類（報告書等の写し）	—	写し1部	指定なし
7	法人事業税の納税証明書	—	原本1部	
8	法人税または所得税の納税証明書その1	—	原本1部	
9	消費税及び地方消費税の納税証明書その1	—	原本1部	
10	財務諸表（貸借対照表、損益計算書等。直近3ヵ年分）	—	写し1部	指定なし
11	運営準備委託契約に関する見積書	—	原本1部	指定なし

※フラットファイル（A4判縦長）に綴り、提出すること。

(2) 荒川区契約事務規則第7条の2に規定する資格審査サービスに登録がない事業者は参加表明書

の提出時に、法人登記事項証明書（履行事項全部証明書。発行後3か月以内のもの。原本1部。）を提出しなければならない。

※規定した書類に不備がある場合、又は提出された書類により参加資格を満たしていないと区が判断した場合、本プロポーザルへの参加は認めない。

（3）提出方法・提出先

【提出先】

「14 問い合わせ・書類等提出先」に記載。

【提出方法】

①書面（窓口への持参または郵送）と②データの送信（メール）の両方により提出すること。

① 書面の提出（窓口へ持参または郵送）

・提出書類は、（1）の項目番号の順番で取りまとめ、（4）の提出期間内に提出先へ提出（持参または必着で郵送）すること。

② データの提出（メール）

・提出書類のデータをPDF形式にし、メールにて提出すること。
・メールの件名は「プロポーザル企画提案書等【事業所名】」とすること。

③ その他注意点

・提出物に不備があった場合、令和8年10月9日（金）までに連絡をするため、連絡体制を整えておくこと。

（4）提出期限

令和8年10月9日（金）17時（必着）

（5）作成にあたっての留意点

①既定の様式に記載の設問内容に沿って、必要事項及び提案事項を記載すること。

※各設問について、これまでの受託実績における取り組みや効果も交えて記載すること。

②既定の様式の変更は行わないこと。

③用紙サイズはA4判とし、企画提案書の各様式（様式第6～16号様式）は縦2頁以内にまとめること。なお、本文の書体は原則として「BIZ UDゴシック」または「UD デジタル 教科書体」等のUDフォントを使用し、文字サイズは「10.5ポイント以上」とすること。ただし、表、図、注釈等における文字サイズ・書体はこの限りではないが、判読不可能なほど極端に小さな文字（目安として8ポイント未満）の使用は避けること。

④各様式について、事業者名、担当者名、ロゴマーク等の記載は原本のみとする。副本には記載しない又はマスキング等を施し、事業者が特定できないようにすること。

⑤経費見積書（様式第16号）の積算にあたっては、区が提示する暫定報酬下限額（時給：1,489円）を下回らないよう労働報酬（賃金）を設定すること。また、見積書内に、貴社が本業務において従事者に支払う予定の「最低時給単価」を必ず記載すること。

11 審査の実施

（1）審査方法

審査は、区の評価委員会において、評価委員会が別に定める評価基準に基づいて実施するものとし、1次審査は企画提案書等の書類審査、2次審査はプレゼンテーション審査を実施し、総合評価を行った上で優先交渉権者を選定する。

（2）プレゼンテーションの実施方法

①日時及び会場

1次審査通過事業者に対し、別途通知する。

②実施概要

- ・参加申込が3社以上あった場合は、1次審査における上位3社程度が2次審査に参加できるものとする。
- ・プレゼンテーションの説明は本提案の事務に携わる業務責任者が行うこと。
- ・1事業者あたりの持ち時間は30分とし、プレゼンテーションを10分、ヒアリングを20分とする。
- ・プレゼンテーションの際に用いる資料は、提出した提案書を用いるものとする。
- ・追加提案や追加資料の配布は認めない。

(3) 結果等の通知および公表

- ①1次審査の結果は、審査終了後速やかに通知する。(令和8年11月上旬～中旬を予定。) また、2次審査の実施日時・会場等についても併せて通知する。
- ②2次審査結果は、企画提案書等を提出した全参加事業者に対して、書面により通知するとともに、区ホームページへの掲載により公表する。
- ③審査結果に対する質問及び異議申し立ては、これを受け付けない。

1.2 契約の締結

- (1) 審査の結果、最も高い評価を得た参加事業者を優先交渉権者とし、区は契約締結交渉を行う。
- (2) 区と優先交渉権者との契約締結交渉が不調となった場合または下記1.3 (1) に定める事由により優先交渉権者が失格となった場合は、次順位の事業者と契約締結交渉を行う。
- (3) 本件プロポーザルの募集の結果、参加者事業者が1事業者であった場合には、提案内容等を評価委員会において審査し、当該事業者の評価基準に定める評価が7割を超えることを条件として、当該事業者を優先交渉権者とする。

1.3 その他

- (1) 下記に該当する場合は失格とし、企画提案書にかかる評価は一切実施しない。
 - ①応募要件を満たさなくなった場合、もしくは満たしていないことが判明した場合。
 - ②本プロポーザルの公正な執行を妨げた場合。
 - ③虚偽の提案(参加申込を含む。)をした場合。
 - ④公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した場合。
 - ⑤提出日・提出場所・提出方法が募集要項と合致しない場合。
- (2) 提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (3) 本プロポーザルの参加に関して必要となる費用は参加事業者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、電子媒体を含め返却は行わない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、各参加者に帰属する。
- (6) 提出された企画提案書等に関する書類は公表しない。ただし、法律、政令又は条例等に基づき区が開示義務を負う場合においてはこの限りではない
- (7) 本業務の履行を第三者に委託することは認めない。ただし、業務の性質上やむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ区に協議するものとし、区の承諾を得られたときはこの限りでない。

1.4 問い合わせ・書類等提出先

荒川区福祉部障害者福祉課障害サービス係(区役所1階) 担当: 木村、沼田
 〒116-8501 荒川区荒川二丁目2番3号
 (電話) 03-3802-3111 内線2691
 (FAX) 03-3802-0819

(メールアドレス) syouhuku@city.arakawa.lg.jp